

FCA(一般社団法人日本音楽作家団体協議会)は音楽作家の権利を擁護し社会的地位の向上を図るため、13の音楽作家団体が集まって活動する組織です。

会長・理事長の就任挨拶動画を公開しました

石原信一会長、渡辺俊幸理事長の就任挨拶の動画をHPに公開しました。石原会長からは昨年11月に施行されたフリーランス法に関連して、音楽制作に係る発注者とフリーランスの音楽作家との取引について透明化を向上させるとともに、発注者による不当な扱いから音楽作家を保護することをFCAの「一丁目一番地」の活動として取り組んでいくこと、渡辺理事長からは生成AIに関連して、技術の革新と音楽創作者の権利の保護との調和を求めていくこと、創作者への対価還元について議論が深化して具体化されることをFCAとして期待することをお話いただいています。ぜひご覧ください。

<https://fca-rights.jp/message/> →



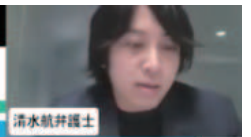
FCAでは今後も「FCAだより」を発行して活動をお知らせしていきます

©2025 一般社団法人日本音楽作家団体協議会

FCA第3回オンラインセミナーを開催しました

9月4日、「音楽制作とフリーランス法」をテーマに第3回オンラインセミナーを開催しました。セミナーは、清水航弁護士 (Field-R法律事務所) による講演、山崎卓也弁護士 (Field-R法律事務所) と海外を拠点に活動されている作編曲家山本友樹 (Youki Yamamoto) 氏とのパネルセッションの2部構成で、講演では昨年11月に施行されたフリーランス法と音楽制作の契約との関わり、パネルセッションでは海外における新曲の書き下ろしに対する報酬とその基準等についてそれぞれ解説いただきました。YouTubeのFCA公式チャンネルにセミナーの様子を公開しています。ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=rCjYuZK9LRg> →



取引条件の明示義務(第3条)

③業務の内容

→著作権等の譲渡、許諾・不行使等の合意を含む場合には、
その種類・範囲

⑦報酬の額および支払期日

→著作権等の譲渡・許諾の対価も報酬に加える必要がある

⇒単に「楽曲の著作権について、発注者の指定する音楽出版社と著作権譲渡契約を締結する」だけでは不十分

ex)譲渡期間、印税率、譲渡先、管理方法等

(オンラインセミナーの様様)